

平成 30 年度

# 港湾局関係予算決定概要

平成 29 年 12 月 22 日  
国土交通省港湾局



## 【平成 30 年度港湾局関係予算の基本方針】

平成 30 年度予算においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）」、「未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）」、「平成 30 年度予算編成の基本方針（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」を踏まえ、『被災地の復旧・復興』、『生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化』、『国民の安全・安心の確保』、『豊かで活力のある地域づくり』の 4 分野の取組を強力に推進する。

これにより、大規模自然災害等から国民の生命と財産を守るとともに、ストック効果が最大限発揮されるような事業に重点投資を図りつつ、生産性の向上と新需要の創出を導く社会資本の整備を推進し、我が国の成長力を高め、持続的発展を支える。

## 【港湾局関係予算総括表】

（単位：百万円）

事業区分		平成 30 年度 予算案 (A)	平成 29 年度 予算額 (B)	対前年度比 (A/B)
公 共	港湾整備事業	232,754	232,057	1.00
	港湾海岸事業	9,792	9,792	1.00
	災害復旧事業等	1,252	1,252	1.00
	小 計	243,798	243,101	1.00
非 公 共	国際クルーズ旅客受入機能高度化事業	700	1,000	0.70
	国際戦略港湾競争力強化対策事業等	1,972	1,884	1.05
	行政経費	858	873	0.98
	小 計	3,530	3,756	0.94
合 計		247,328	246,857	1.00

注 1) 上記は、歳出国費である。

2) 上記には内閣府分（沖縄関連）を含む。

3) 本表のほか、平成 30 年度予算案には以下がある。

① 東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興事業（港湾：30,444 百万円、災害復旧：1,601 百万円）（国費）

② 受託工事費（港湾：12,437 百万円）（国費）

③ 社会資本整備総合交付金（888,572 百万円）の内数、防災・安全交付金（1,111,736 百万円）の内数及び復興庁計上の社会資本整備総合交付金（96,079 百万円）の内数（いずれも国費）

④ 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所における運営費交付金（5,123 百万円）の内数、施設整備費補助金（109 百万円）の内数（いずれも国費）

⑤ 港湾関係起債事業の起債額（73,537 百万円）

4) 合計は四捨五入の関係で一致しない。

## 【所管別内訳】

### (1) 港湾整備事業

(単位：百万円)

所 管	平成 30 年度 予 算 案 (A)	平成 29 年度 予 算 額 (B)	対前年度比 (A/B)
国 土 交 通 省	221,859	221,162	1.00
港 湾 局	199,926	199,239	1.00
北 海 道 局	17,020	17,010	1.00
国 土 政 策 局	4,913	4,913	1.00
離 島	3,390	3,390	1.00
奄 美	1,523	1,523	1.00
内 閣 府	10,895	10,895	1.00
沖 縄 振 興 局	10,895	10,895	1.00
合 計	232,754	232,057	1.00

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 特定離島港湾施設整備等に係る予算は港湾局所管に計上している。

3) 本表のほか、平成30年度予算案には受託工事費(12,437百万円)(国費)がある。

## (2) 港湾海岸事業

(単位：百万円)

所 管	平成 30 年度 予 算 案 (A)	平成 29 年度 予 算 額 (B)	対前年度比 (A/B)
国 土 交 通 省	9,786	9,786	1.00
港 湾 局	9,786	9,786	1.00
内 閣 府	6	6	1.00
沖 縄 振 興 局	6	6	1.00
合 計	9,792	9,792	1.00

注1) 上記は、歳出国費である。

## 【東日本大震災復興特別会計予算総括表】

(単位：百万円)

区 分	平成 30 年度 予 算 案 (A)	平成 29 年度 予 算 額 (B)	対前年度比 (A/B)
港湾整備事業	30,444	36,131	0.84
災害復旧事業等	1,601	22,089	0.07
合 計	32,045	58,220	0.55

注1) 上記は、歳出国費である。

## 【新規制度】

事 項	新規制度内容	備考
1. AI ターミナルの実現	○AI や IoT、自動化技術を組み合わせ、世界最高水準の生産性を有し、労働環境の良いコンテナターミナル（「AI ターミナル」）の実現を図るため、AI 等を活用したターミナルオペレーションの効率化・最適化に関する実証等を行う。	新規 （非公共）
2. LNG バンカリング拠点の形成に向けた支援制度の創設	○船舶の排出ガスに対する国際的な規制が強化される中、環境負荷の小さい LNG を燃料とする LNG 燃料船の増加が見込まれることから、我が国港湾において LNG バンカリング拠点を形成し、港湾の国際競争力を強化するため、LNG バンカリング拠点として必要となる施設整備に対する補助制度を創設する。	新規 （公共）
3. 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充	○海岸に漂着する流木等の処理を効率的に実施するため、採択基準未満の時点でも漂着流木等の処理の着工が可能となるよう、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を新たに拡充する。	新規 （公共）
4. 港湾における特定外来生物の定着防止対策への支援制度の創設	○港湾における特定外来生物の定着防止を図るため、特定外来生物の生息環境となり得る港湾施設の改良に対する補助制度を創設する。	新規 （公共） ※平成 29 年度補正予算において創設
（参考）公共施設等の適正管理の推進	○地方公共団体において港湾施設・海岸保全施設の適正な管理を実施するため、個別施設の長寿命化計画に基づき実施する地方単独事業に対する地方財政措置を拡充する。	新規 （地方財政措置）

## 【港湾関係税制】

事 項	税制改正内容
<p>1. 国際クルーズ拠点を形成する港湾等において整備された旅客施設等に係る固定資産税等の非課税措置の明確化</p>	<p>○民間事業者が整備した国際クルーズ拠点を形成する港湾等における旅客施設等に係る固定資産税等について、国及び地方公共団体等が無償で当該施設等を使用する場合の非課税措置の明確化</p>
<p>2. 港湾の耐震対策の推進のための特例措置          &lt;延長・拡充&gt;</p>	<p>○港湾の耐震対策の推進のための特例措置の延長・拡充（※）          （法人税 5 年間、固定資産税 3 年間）          →①法人税 拡充対象（※）：特別償却 22%                    その他：特別償却 18%          →②固定資産税 拡充対象（※）：課税標準 1/2                    その他：課税標準 5/6（取得後 5 年間）          （※）拡充対象          南海トラフ防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾内の民有護岸等</p>
<p>3. 軽油引取税の課税免除の特例措置          （港湾整備等に従事する作業船の用途）          &lt;延長&gt;</p>	<p>○効率的な港湾整備や円滑な災害復旧等の実施を図るため、港湾整備等に従事する作業船の動力源に供する軽油に係る課税免除の特例措置の延長（3 年間）          →軽油引取税の課税免除</p>
<p>4. 軽油引取税の課税免除の特例措置          （港湾運送業の用途）          &lt;延長&gt;</p>	<p>○モーダルシフトの推進及び我が国港湾の国際競争力の向上を図るため、港湾で港湾運送に使用される自動車登録を受けていない機械及び船舶の動力源に供する軽油に係る課税免除の特例措置の延長（3 年間）          →軽油引取税の課税免除</p>
<p>5. 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置          &lt;延長&gt;</p>	<p>○事業者が取得する廃油処理施設の油水分離装置等及びし尿浄化槽の沈下・浮上装置等に係る課税標準の特例措置の延長（2 年間）          →固定資産税の課税標準          ①大臣配分又は知事配分資産 1/2          ②その他の資産 1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p>